

洗い出し結果リスト(一部抜粋)

[資料7]

No.	規制の洗い出し											類型・PHASE		見直しの方向性等の検討										
	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 /様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	留意事項 ※デジタル庁様へ御提出の際は削ってください	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名 ※デジタル庁様へ御提出の際は削ってください	egov用 リンク用 ※デジタル庁様へ御提出の際は削ってください	当該条項等	規制根拠 の分類	改正法令等の施行期 日 ※デジタル庁様へ御提出の際は削ってください	類型	現在 PHASE	見直しの方向性			見直し後 PHASE	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定 / (「継続検討」の場合) 再 検討時期	備考
																見直し後 PHASE	見直し後 PHASE	見直し後 PHASE	見直し後 PHASE					
256	滋賀県草津市	総合政策部 経営戦略課			FD等の記録媒体	規則	第7条	(電磁的記録による作成等) 第7条 市長等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または 磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。	左記規定については、アナログ規制に関する法令等の改正内容を踏まえ、改正の要否を検討する必要があります。「情報提供資料_No13」を御参照ください。 なお、左記例規中に改正の要否を御検討いただきたい規定がほかにもある場合があり、それについても上記の情報提供資料に記載していますので、御参照ください。			(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制			—	—	—	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に運用まで変更済み))	磁気ディスク以外にもこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものについて、その使用が許容されており、特定の媒体を指定していないため見直し不要とする。	—				
269	滋賀県草津市	総合政策部 経営戦略課			書面掲示	条例	第3条	(指定管理者の募集) 第3条 市長は、指定管理者を募集するに当たっては、あらかじめ規則で定める事項を草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)に規定する市 掲示場 に掲示し、および市の広報紙またはホームページに掲載するものとする。	左記規定で公告式条例が引用されています。左記規定の改正が必要となるかどうかは、貴庁の公告式条例(※)の規定内容にもよりますので、同条例と併せて対応を御検討ください。 (※)公告式条例は、次のような書面掲示の規定を有していることが多いです。 (条例の公布) 第2条 条例の公布は、○○市役所/○○町役場/○○村役場の掲示場に掲示してこれを行う。			(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に運用まで変更済み))	現時点でアナログ的な手段に限定されておらず、市広報またはホームページに掲載するものとされており、運用上も、ホームページに掲載していることから見直し不要とする。	—						
270	滋賀県草津市	総合政策部 経営戦略課			定期検査・点検	条例	第10条	(事業報告書の提出) 第10条 指定管理者は、 毎年度 終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した 事業報告書 を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定の期間が満了したとき、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき、または指定管理者の指定を辞退したときは、当該指定管理者であったものは、その満了した日、取り消された日または辞退した日から起算して60日以内に、当該年度の当該日までの間の 事業報告書 を市長に提出しなければならない。 (1) 管理の業務の実施の状況 (2) 利用者の利用の状況 (3) 使用料または利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。)の収入の実績	左記規定の根拠となる右記規定は、国の法令の資料に掲げられていませんので、国が右記規定をアナログ規制と考えているかどうかは不明です。必要に応じて右記規定の条文を御確認いただき、左記規定の改正の要否を御検討ください。	地方自治法	https://www.city.kusatsu.lg.jp/egov/270/00000000674/Ma-Pa_2-24_10_8-356_2-24_7	第244条の2第7項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	地方自治法において、「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。」とあることから、定期性の頻度を変更することはできないため、見直し否とする。	—					